

令和4年度環境省委託業務報告書

令和4年度
石綿読影の精度に係る調査（岸和田市）
委託業務報告書

令和5年2月
岸和田市

目次

項目	頁
1. 委託業務の目的	1
2. 委託業務を行う場所	1
3. 委託業務の実施期間	1
4. 委託業務の実施内容	1
(1) 参加対象者	1
(2) 実施方法	1
(イ) 石綿読影の精度に係る調査	1
(ア) 広報活動	1
(イ) 受付、問い合わせ対応	1
(ウ) 石綿ばく露の把握	1
(エ) 石綿関連疾患の評価	1
a) 胸部エックス線検査画像の取り寄せ及び1次読影	1
b) 精密検査	2
(オ) 会議等への参加	2
(ク) 有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査	3
3. 委託業務報告	3
(1) 令和4年度石綿読影の精度に係る調査報告	3
(2) 参考資料	10

I. 委託業務の目的

石綿関連疾患患者数は今後も増加が予想されており、石綿による健康被害の早期発見、早期救済が課題である。環境省では、石綿検診（仮称）モデルの実施に伴う課題等を検討するため、「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施し、令和2年3月には「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の主な結果及び今後の考え方について（最終とりまとめ）」（石綿ばく露者の健康管理に関する検討会）が示され、一般住民については、既存検診の機会を利用して石綿関連疾患が発見できるような体制を整備することが望ましいとされた。

本業務である「石綿読影の精度に係る調査」（以下「読影調査」という。）は、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的に調査を行うものである。

II. 委託業務の実施場所

岸和田市保健部健康推進課 等

III. 委託業務の実施期間

令和4年4月1日から令和5年2月24日

IV. 委託業務の実施方法

1. 参加対象者

原則として、下記条件を満たす者を参加対象者とした。

- ① 岸和田市が実施する読影調査の内容を理解し、読影調査への協力に同意する者
- ② 既存の胸部エックス線検査画像を提供可能な者

ただし、参加時に呼吸器疾患で医療機関を受診している又は受診する必要がある者（既存検診等において要精密検査とされている者など）は、医療による検査を受けていただくことが最優先であることから、本調査の対象外とした。

2. 実施方法

（1）石綿読影の精度に係る調査

（ア）広報活動

岸和田市は、参加者の募集に関して、ホームページ、広報の掲載などの広報活動を行った。（別添1～3）

（イ）受付、問合せ対応

岸和田市は、電話、FAX等複数の手段によって、参加者の受付や問合せに対応した。（別添4）

参加者に対しては、インフォームドコンセントに注意し、読影調査の説明を行った上で、同意書（別添5）により同意を取った。

(ウ) 石綿ばく露の把握

岸和田市は、「エ. 石綿関連疾患の評価」を行う際の参考情報として、調査票（別添6）を用いて、参加者の石綿ばく露の状況を把握した。

(エ) 石綿関連疾患の評価

a) 胸部エックス線検査画像の取り寄せ及び1次読影

委託先：一般財団法人大阪府結核予防会

岸和田市は、参加者の胸部エックス線検査画像及び検査結果を取り寄せ、医療機関に委託し、上記画像について石綿関連疾患を念頭に置いた読影（以下「1次読影」という。）を行った。1次読影では、1次読影チェックシート（別添7）を用いて、画像所見等の有無や石綿読影による判定を行った。なお、1次読影を行う際は、既存の胸部エックス線撮影日からなるべく間を空けずに実施するよう努めた。

岸和田市は、1次読影実施者の調査票、胸部エックス線検査画像、1次読影チェックシート及び1次読影時のその他参考資料（以下「自治体資料一式」という。）を環境省又は環境省から調査を請け負う事業者（以下「事務局」という。）に送付した。

岸和田市は1次読影の結果「要精密検査」と判定された者に対して、石綿読影の結果を通知し、速やかに精密検査を受診するよう勧奨した。ただし、その際、別紙「精密検査にかかる費用負担について」に記載されている対象者や検査項目以外の精密検査費用については、本調査での費用負担はできない旨、十分説明した。

また、岸和田市は、1次読影で「精密検査不要」と判定された者に対して、事務局からの2次読影の結果を踏まえ、最終的な石綿読影の結果を通知するとともに、2次読影で「要精密検査」と判定された者に対しては、速やかに精密検査を受診するよう勧奨し、必要に応じて紹介状等を準備した（別添8）。ただし、その際、別紙「精密検査にかかる費用負担について」に記載されている対象者や検査項目以外の精密検査費用については、本調査での費用負担はできない旨、十分説明した。

b) 精密検査

委託先：独立行政法人国立病院機構近畿中央呼吸器センター

岸和田市は、上記読影において所見が見られ、「要精密検査」と判定された者のうち、「要精密検査（石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い）」と判定された者が精密検査を受診した場合は医療機関から精密検査の診断結果を取り寄せた（別添9）。その際、精密検査として胸部CT検査を実施した場合は、胸部CT検査画像についても取り寄せた。取り寄せた診断結果及び胸部CT検査画像は、事務局へ送付するとともに1次読影実施医療機関へフィードバックし共有することで、翌年以降の読影調査の活用に努めることとした。なお、精密検査については、医療機関に委託し実施した。

なお、岸和田市は、精密検査の診断結果の取り寄せを行った場合は、別紙「精密検査にかかる費用負担について」に掲げる費用について、読影調査の委託費で負担することができ、上記自己負担分の費用を支払った際には、支払った内容について独立行政法人環境再生保全機構と情報共有を行った。

(オ) 会議等への参加

岸和田市は、担当者が環境省主催の検討会（WEB 実施）に参加した。

有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査

岸和田市は、事務局が読影調査とは別途実施する「有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査」について、住民への周知や事務局からの問い合わせ等に協力した。

3. 委託業務報告

(1) 令和年度石綿読影の精度に係る調査報告

表1～表6のとおり

表1:参加者の年齢階層別人数

(単位:人)

	男性		女性		合計	
40 歳未満		0.0%		0.0%		0.0%
40～49 歳		0.0%		0.0%		0.0%
50～59 歳		0.0%		0.0%		0.0%
60～69 歳	2	66.7%	1	100.0%	3	75.0%
70～79 歳		0.0%		0.0%		0.0%
80～89 歳	1	33.3%		0.0%	1	25.0%
90 歳以上		0.0%		0.0%		0.0%
合 計	3	100.0%	1	100.0%	4	100.0%

表2:参加者の喫煙歴等

(単位:人)

	男性		女性		合計	
非喫煙者		0.0%	1	100.0%	1	25.0%

過去の喫煙者	3	100.0%		0.0%	3	75.0%
現喫煙者 ブリンクマン指数 600 未満		0.0%		0.0%		0.0%
現喫煙者 ブリンクマン指数 600 以上		0.0%		0.0%		0.0%
合 計	3	100.0%	1	100.0%	4	100.0%

※ ブリンクマン指数 = 〔1日当たりの喫煙本数〕 × 〔喫煙年数〕

表3: 参加者のばく露歴

(単位: 人)

	男性		女性		合計	
職業ばく露	2	66.7%	1	100.0%	3	75.0%
家庭内ばく露		0.0%		0.0%		0.0%
施設立入等ばく露	1	33.3%		0.0%	1	25.0%
環境ばく露・不明		0.0%		0.0%		0.0%
無回答		0.0%		0.0%		0.0%
合 計	3	100.0%	1	100.0%	4	100.0%

表4:一次読影医について

No	主科	診療従事年数(年)
1	内科	26 年

表5:一次読影での所見

1. 項目別人数

参加者数(石綿ばく露の把握者数)	4	
1 次読影 実施者数	4	(100%)
うち 要精密検査者数	0	(0%)

2. X線検査

(単位:人)

	合計	40 歳未満	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80～89 歳	90 歳以上
画像検査受診者	4	0	0	0	3	0	1	0
石綿関連所見実人数	2	0	0	0	1	0	1	0
①胸水貯留	0	0	0	0	0	0	0	0
②胸膜プラーク	0	0	0	0	0	0	0	0
③びまん性胸膜肥厚	0	0	0	0	0	0	0	0
④肺野・縦隔の腫瘤状陰影(肺がん等)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤肺線維化所見(不整形陰影)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥その他の所見	2	0	0	0	1	0	1	0

※ ①～⑥で複数の所見が出た者は全て計上している。①～⑥の合計は実人数とは一致しない

※ 小数点以下第2位を四捨五入

3. CT検査（一次読影でCT検査が必要とされた参加者）

	合計	40 歳未満	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80～89 歳	90 歳以上
画像検査受診者	0	0	0	0	0	0	0	0
石綿関連所見(疑いを含む)実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
①胸水貯留	0	0	0	0	0	0	0	0
②胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)	0	0	0	0	0	0	0	0
③びまん性胸膜肥厚	0	0	0	0	0	0	0	0
④胸膜腫瘍(中皮腫)疑い	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤肺線維化所見(石綿肺の可能性)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥円形無気肺	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦肺野・縦隔の腫瘤状陰影(肺がん等)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧肺門・縦隔リンパ節の腫大	0	0	0	0	0	0	0	0
②胸膜プラーク且つ⑤肺線維化所見あり	0	0	0	0	0	0	0	0

※ ①～⑧で複数の所見が出た者は全て計上している。①～⑧の合計は実人数とは一致しない

※ 小数点以下第2位を四捨五入

表6:二次読影での所見

1. 項目別人数

参加者数(石綿ばく露の把握者数)	4
1 次読影 実施者数	4 (100%)
2 次読影 実施者数	4 (100%)
うち 要精密検査者数	1 (25%)

2. X線検査

(単位:人)

	合計	40 歳未満	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80～89 歳	90 歳以上
画像検査受診者	4	0	0	0	3	0	1	0
石綿関連所見実人数	1	0	0	0	1	0	0	0
①胸水貯留	0	0	0	0	0	0	0	0
②胸膜プラーク	0	0	0	0	0	0	0	0
③びまん性胸膜肥厚	0	0	0	0	0	0	0	0
④肺野・縦隔の腫瘤 状陰影(肺がん等)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤肺線維化所見(不 整形陰影)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥その他の所見	1	0	0	0	1	0	0	0

※ ①～⑥で複数の所見が出た者は全て計上している。①～⑥の合計は実人数とは一致しない

※ 小数点以下第2位を四捨五
入

3. CT検査(二次読影でCT検査が必要とされた参加者)

(単位:人)

	合計	40 歳未満	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～79 歳	80～89 歳	90 歳以上
画像検査受診者	1	0	0	0	1	0	0	0
石綿関連所見(疑いを 含む)実人数	0	0	0	0	0	0	0	0
①胸水貯留	0	0	0	0	0	0	0	0

②胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)	0	0	0	0	0	0	0	0
③びまん性胸膜肥厚	0	0	0	0	0	0	0	0
④胸膜腫瘍(中皮腫)疑い	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤肺線維化所見(石綿肺の可能性)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥円形無気肺	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦肺野・縦隔の腫瘤状陰影(肺がん等)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧肺門・縦隔リンパ節の腫大	0	0	0	0	0	0	0	0
②胸膜プラーク且つ⑤肺線維化所見あり	0	0	0	0	0	0	0	0

※ ①～⑧で複数の所見が出た者は全て計上している。①～⑧の合計は実人数とは一致しない

※ 小数点以下第2位を四捨五入

(2) 参考資料

別添1～別添9のとおり

精密検査にかかる費用負担について

石綿関連疾患を念頭に置いた読影調査での読影において所見が見られ、要精密検査（石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い）と判定された者が、精密検査（保険診療による検査）を受診した場合、精密検査の診断結果について提供頂けた場合に限り下記費用について、本委託業務の委託費で負担することができる。

1. 精密検査費用の内、下記診療報酬項目の自己負担分（該当した項目に限る）

（1）初・再診料

ア 初診料【A000 注 1～3、注 5 及び注 10～13】初診料 288 点分および注 10～13 に該当する点数。

イ 再診料【A001 注 1～3】73 点分

ウ 外来診療料【A002 注 1～3 及び注 5】74 点分

（2）医学管理等

ア 診療情報提供（I）【B009 注 2】250 点分

（3）画像診断

ア コンピューター断層撮影（C T 撮影）【E200】

① 64 列以上のマルチスライス型の機器による場合

1) 共同利用施設において行われる場合 1,020 点分

2) その他の場合 1,000 点分

② 16 列以上 64 列未満のマルチスライス型の機器による場合 900 点分

③ 4 列以上 16 列未満のマルチスライス型の機器による場合 750 点分

④ ①、②又は③以外の場合 560 点分

イ コンピューター断層診断【E203】450 点分

ウ 画像診断管理加算 1【画像診断 通則 4】70 点分

エ 画像診断管理加算 2【画像診断 通則 5】180 点分

オ 画像診断管理加算 3【画像診断 通則 5】340 点分

カ 電子画像管理加算【コンピューター断層撮影診断料 通則 3】120 点分

2. その他

（1）精密検査の診断結果提出にかかる費用

・郵送料（レターパックプラスによる）：1 件あたり 520 円

・画像記録用メディア作成料：1 枚あたり 1,100 円

（2）上記 1.において自己負担分の計算が困難な場合等、甲と協議した結果、委託費の範囲内と認められた費用

令和 4 年 6 月 20 日

『石綿読影の精度に係る調査』に
参加していただいた皆様へ

岸和田市保健部健康推進課

令和 4 年度石綿読影の精度に係る調査のご案内

向暑の候、お変わりなくお過ごしでしょうか。

今年度も環境省が「石綿読影の精度に係る調査」として、本市の肺がん検診の機会を利用し、石綿に関する調査を実施いたします。この調査の目的、内容につきましては別紙のとおりです。本調査の趣旨や内容等について同意をいただき、ご参加いただける場合はお申し込みください。

石綿読影の精度に係る調査の開催について

開催日時 令和 4 年 9 月 6 日（火） 9 時 15 分～14 時 00 分（要予約）

場 所 岸和田市立保健センター（別所町 3 丁目 12 番 1 号）

内 容 肺がん検診 ※CT 検査は実施しません。
・問診（肺がん検診問診、石綿に関する問診）
・胸部エックス線検査（必須）
・喀痰細胞診検査（50 歳以上で喫煙指数 600 以上の人）
※喫煙指数＝1 日の喫煙本数×喫煙している（又はしていた）年数

対 象 者 ・読影調査の内容を理解し、調査の協力に同意できる人。
・令和 4 年 4 月 1 日以降に岸和田市が実施する肺がん検診を受診していない人。（ただし、勤務先で肺がん検診を受診できる人、現在、呼吸器疾患で治療中や経過観察中の人は受診していただくことができません。）

費 用 胸部エックス線検査 無料 ※喀痰細胞診検査は 400 円

申込期間 令和 4 年 7 月 19 日（火）～7 月 29 日（金）

申込・問合先 岸和田市立保健センター（健康推進課）
電話 423-8811 FAX 423-8833
月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）午前 9 時～午後 5 時 30 分

石綿読影の精度に係る調査について

《調査の目的》

「石綿読影の精度に係る調査」は既存検診(※1)の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制を整えるため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的としています。

(※1 既存検診とは市が実施する肺がん検診のことです。)

《参加対象者》

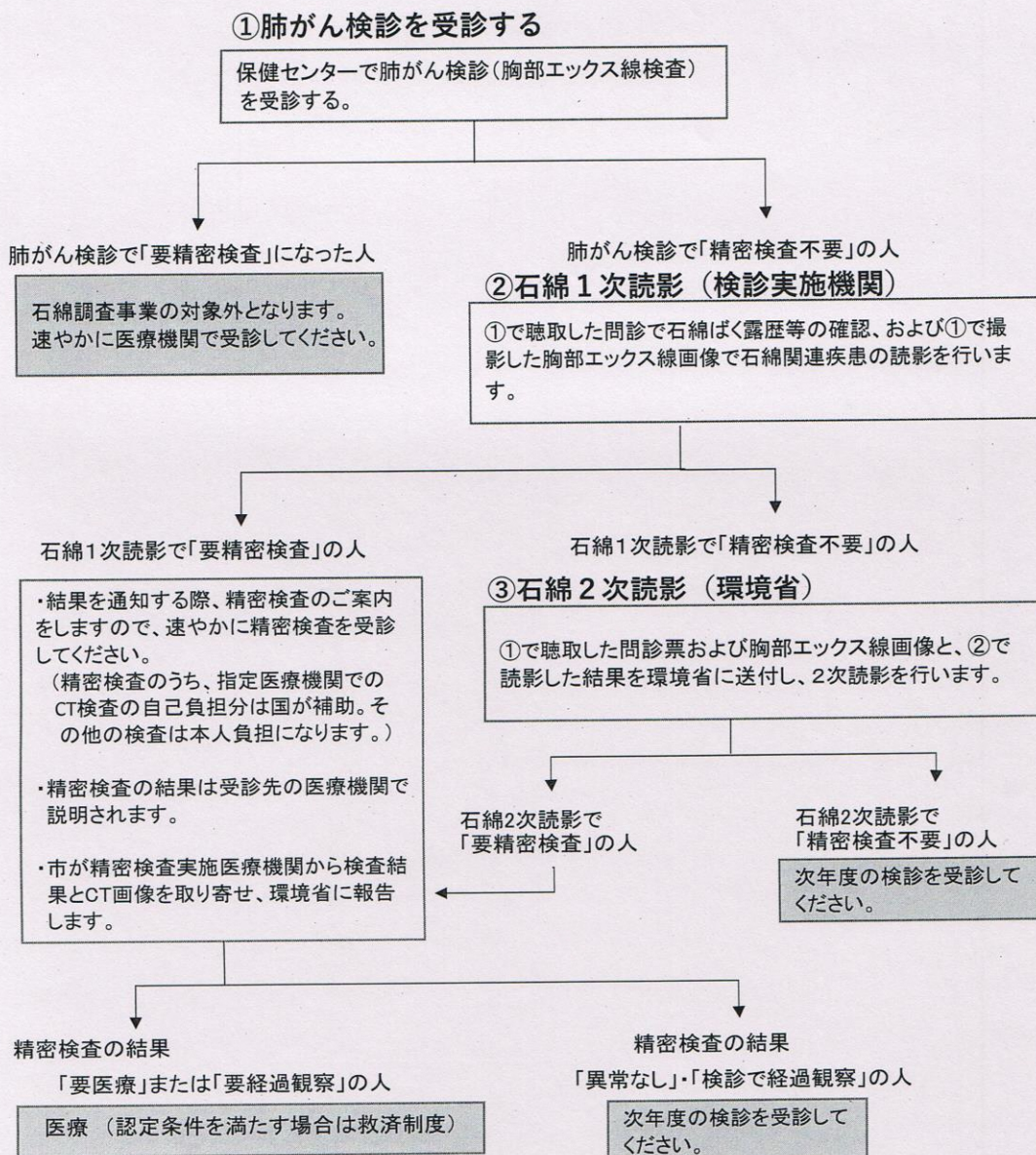
下記の条件を満たす人

- ・岸和田市の住民基本台帳に記載があり、受診日当日40歳以上の
人。
- ・調査の内容を理解し、協力することに同意できる人。(今年度初めて受診される人は、同意書を提出して頂きます)

※ただし、参加時に呼吸器疾患で医療機関を受診している又は受診する必要がある人(肺がん検診で要精密検査とされている人など)は、医療による検査を受けていただくことが最優先であることから、本調査の対象外となります。

調査の流れについては裏面をご覧ください。

《調査の流れ》



石綿読影の精度に係る調査のご案内

日	令和4年9月6日(火)
時	時 分
場所	岸和田市立保健センター (別所町3丁目12-1)
持ち物	質問票(2種類)、健康保険証

※予約制ですので、早く来られてもお待ちいただきます。
また受診できない場合はご連絡ください。↗

先日お申し込みいただきました検診のご案内を送付します。
別紙の質問票にご記入のうえ、お越しください。

【申込内容】

項目	内 容	検診料金
胸部エックス線検査	胸部エックス線検査は検診車でおこないます。	無料
喀痰細胞診検査	次に該当する人は希望により受診できます。 <u>50歳以上で喫煙指数600以上の人(1日の喫煙本数×喫煙年数)</u> ※受診の希望は、当日確認します。希望する人は、専用の容器に3日間の痰を取り、 指定日に提出していただきます。	400円

＜検診料金(一部負担金)について＞

次の①～⑤にあてはまる人は、検診料金が無料です。

- ①生活保護世帯の人 ②市民税非課税世帯の人 ③ひとり親家庭医療証所持者
④身体障害者手帳1・2級所持者 ⑤後期高齢者医療被保険者証所持者

※①、③、④、⑤に該当する人は、受診日当日医療証や手帳、証明書などを提示してください。

②に該当する人は、受診日の1週間前までに本人確認できるもの(健康保険証や運転免許証など)をお持ちになり、保健センターで手続きしてください。

※着脱しやすい服装でお越しください。

※検診日当日午前7時現在、岸和田市に特別警報または暴風、大雨、大雪のいずれかの警報が発令中の場合は、中止となります。

〈問合先〉

岸和田市立保健センター(健康推進課)

電話 072-423-8811

FAX 072-423-8833

受付時間 月～金 9時～17時30分(祝日は除く)

同意書

私は、環境省（環境省から調査を請け負う事業者含む。）（以下「事務局」という。）及び岸和田市が実施する「石綿読影の精度に係る調査」（以下「読影調査」という。）について、石綿読影の精度に係る調査計画書に記載された調査目的や内容を理解するとともに、以下のすべてについて確認の上、読影調査に協力することに同意します。

（確認項目の□にレ点をつけて下さい。）

- ☐ 読影調査への参加は同意者本人の自由意思によるものであること
- ☐ 読影調査への参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること
- ☐ 読影調査の対象者要件を満たすこと（調査目的・内容を理解していること。胸部エックス線検査画像を参加自治体に提供可能であること。現在、呼吸器疾患で医療機関を受診しておらず、「呼吸器疾患の疑いで医療機関を受診する必要がある者（既存検診等において要精密検査とされている者など）」に該当しないこと。）
- ☐ 読影調査において、肺がん検診で撮影した胸部エックス線検査画像を利用すること
- ☐ 事務局が平成27～令和元年度に実施した「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に参加した者は、その際得られた検査画像データを比較読影に利用する場合があること
- ☐ 読影調査で「要精密検査」と判断され、精密検査を受診した場合、岸和田市が受診先医療機関に診断結果等を照会し、情報を得ること。また精密検査の費用については、参加者本人に費用負担が発生する場合があること
- ☐ 読影調査に参加することによって、中皮腫等の石綿関連疾患について、必ず早期発見できるとは限らないこと
- ☐ 中皮腫等の石綿関連疾患を早期発見できた場合でも、全てが予後の改善や完治につながるとは限らないこと
- ☐ 読影調査で得られた情報（個人情報や画像を含む。）は、事務局及び岸和田市において適正に管理・保管された上で、本調査において利用すること
- ☐ 読影調査で得られた情報（個人情報や画像を含む。）は、読影調査の目的の範囲内の利用に加え、事務局による「有所見者の疾患の早期発見可能性に関する調査」や画像を活用した事例集の作成等、石綿ばく露者の健康管理対策のための事業において別途利用する場合があること
- ☐ 読影調査で得られた情報（個人情報や画像を含む。）は、読影調査の目的の範囲内の利用に加え、法令上の措置に必要な範囲で、独立行政法人環境再生保全機構において利用する場合があること
- ☐ 読影調査で得られた結果を公表する場合は、個人が特定できないような形式で公表すること

岸和田市長 殿

（同意者） 年 月 日

氏 名： _____
住 所： _____
電話番号： _____

石綿読影の精度に係る調査 石綿ばく露の状況 調査票

※太枠のみ記入してください。

フリガナ		記入日	年 月 日
氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
現住所	〒 —	性別	男 ・ 女
		連絡先	() —

※あてはまる□に✓印をつけ、必要事項を記入してください。

現在までに、大きな病気にかかったことはありますか。

☐ 無☐ 有 → 発症時の年齢 歳 、 病名

喫煙歴はありますか。

☐ 無☐ 有 → 歳頃～ 歳頃まで1日約 本

家族や同僚で石綿関連疾患※にかかった人や胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)を指摘されたことのある人はいますか。

☐ 無

※石綿関連疾患：中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚 等

☐ 有☐ わからない

1. 現在までの職歴(アルバイト等短期間の仕事も含む)において、石綿を取り扱う下記の作業または、同作業現場で事務や経理等をすることがあります。

☐ 無☐ 有

(1) 建築物の補修、解体、石綿などの吹きつけ

(5) 石綿紡織製品の製造、使用

(2) 断熱や保温のための被覆作業、その補修

(6) ブレーキライニングなど摩擦材の製造

(3) 船舶、車両の製造、補修

(7) その他石綿に関連する作業

(4) スレート板など建築材料の製造、切断

()

2. ご家庭で下記のような経験をしたことがありますか。

☐ ご家族が石綿を扱う仕事をしており、作業着・マスクや道具を自宅に持ち帰っていた。☐ 石綿に関する作業が、自宅で行われた。

3. 下記のような経験をしたことがありますか。

☐ 自宅や職場の天井や壁に石綿が吹き付けられていた。☐ 職場以外の石綿取扱施設に出入りをしていた。

※その他、石綿のばく露の機会について心当たりがあれば記入してください。

--

令和4年度 石綿読影の精度確保に係る調査 1次読影チェックシート

		ID																																																																																																																											
参加者氏名等	フリガナ氏名 (男・女) 生年月日 年 月 日 (歳)																																																																																																																												
読影画像	胸部X線 (撮影日 年 月 日)																																																																																																																												
胸部X線 所見等	<u>石綿関連疾患を念頭に置いて読影してください。</u> 疑いの場合は「有」に、吸気不良や表示条件が悪い場合は「評価不能」にチェックしてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">右</th> <th colspan="3">左</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> <th>評価不能</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>評価不能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①胸水貯留</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>②胸膜ブランク※注1</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>石灰化の有無</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td></td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③びまん性胸膜肥厚※注2</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>※有の場合</td> <td>☐ 1/2以上</td> <td>☐ 1/2~1/4</td> <td>☐ 1/4未満</td> <td>☐ 1/2以上</td> <td>☐ 1/2~1/4</td> <td>☐ 1/4未満</td> </tr> <tr> <td>④肺野・胸膜・縦隔の腫瘤状陰影(肺がん等)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>⑤肺線維化所見(不整形陰影)※注3</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> ※注1 胸部正面X線写真により胸膜ブランクと判断できる明らかな陰影とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合をいう。 (ア) 両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。 (イ) 両側側胸壁の第6 から第10 肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。 ※注2 頭尾方向(水平方向の広がりでない。)に、側胸壁に胸膜の肥厚が確認できる場合、びまん性胸膜肥厚の所見を「有」とする。 ※注3 じん肺法(昭和35 年法律第30 号)第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見(いわゆる不整形陰影)をいう。 </td> </tr> <tr> <td>その他の所見</td> <td colspan="3"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">右</th> <th colspan="2">左</th> </tr> <tr> <th></th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 胸膜肥厚(胸膜炎後、肺尖部の胸膜肥厚など)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>b) 肺野の炎症後変化</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>c) 線維化所見(じん肺Ⅰ型程度に満たない線維化所見)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>d) 石灰化(胸膜ブランク以外)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>e) 結節・粒状影(炎症性結節など)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> 上記に該当しないものは()内にご記載ください。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">石綿読影による 判定</td> <td colspan="3"> ☐ 精密検査不要 ☐ 要精密検査(石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い) ☐ 要精密検査(その他) </td> </tr> <tr> <td colspan="3">追記事項</td> </tr> <tr> <td>記入日</td> <td colspan="3">読影医師氏名</td> </tr> <tr> <td>読影実施機関名</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>				右			左			有	無	評価不能	有	無	評価不能	①胸水貯留	☐	☐	☐	☐	☐	☐	②胸膜ブランク※注1	☐	☐	☐	☐	☐	☐	石灰化の有無	☐	☐		☐	☐		③びまん性胸膜肥厚※注2	☐	☐	☐	☐	☐	☐	※有の場合	☐ 1/2以上	☐ 1/2~1/4	☐ 1/4未満	☐ 1/2以上	☐ 1/2~1/4	☐ 1/4未満	④肺野・胸膜・縦隔の腫瘤状陰影(肺がん等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	⑤肺線維化所見(不整形陰影)※注3	☐	☐	☐	☐	☐	☐	※注1 胸部正面X線写真により胸膜ブランクと判断できる明らかな陰影とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合をいう。 (ア) 両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。 (イ) 両側側胸壁の第6 から第10 肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。 ※注2 頭尾方向(水平方向の広がりでない。)に、側胸壁に胸膜の肥厚が確認できる場合、びまん性胸膜肥厚の所見を「有」とする。 ※注3 じん肺法(昭和35 年法律第30 号)第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見(いわゆる不整形陰影)をいう。						その他の所見	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">右</th> <th colspan="2">左</th> </tr> <tr> <th></th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 胸膜肥厚(胸膜炎後、肺尖部の胸膜肥厚など)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>b) 肺野の炎症後変化</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>c) 線維化所見(じん肺Ⅰ型程度に満たない線維化所見)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>d) 石灰化(胸膜ブランク以外)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>e) 結節・粒状影(炎症性結節など)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> 上記に該当しないものは()内にご記載ください。				右		左			有	無	有	無	a) 胸膜肥厚(胸膜炎後、肺尖部の胸膜肥厚など)	☐	☐	☐	☐	b) 肺野の炎症後変化	☐	☐	☐	☐	c) 線維化所見(じん肺Ⅰ型程度に満たない線維化所見)	☐	☐	☐	☐	d) 石灰化(胸膜ブランク以外)	☐	☐	☐	☐	e) 結節・粒状影(炎症性結節など)	☐	☐	☐	☐	石綿読影による 判定	☐ 精密検査不要 ☐ 要精密検査(石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い) ☐ 要精密検査(その他)			追記事項			記入日	読影医師氏名			読影実施機関名			
		右			左																																																																																																																								
	有	無	評価不能	有	無	評価不能																																																																																																																							
	①胸水貯留	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																																																																																						
	②胸膜ブランク※注1	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																																																																																						
	石灰化の有無	☐	☐		☐	☐																																																																																																																							
	③びまん性胸膜肥厚※注2	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																																																																																						
	※有の場合	☐ 1/2以上	☐ 1/2~1/4	☐ 1/4未満	☐ 1/2以上	☐ 1/2~1/4	☐ 1/4未満																																																																																																																						
	④肺野・胸膜・縦隔の腫瘤状陰影(肺がん等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																																																																																						
	⑤肺線維化所見(不整形陰影)※注3	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																																																																																						
※注1 胸部正面X線写真により胸膜ブランクと判断できる明らかな陰影とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合をいう。 (ア) 両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。 (イ) 両側側胸壁の第6 から第10 肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。 ※注2 頭尾方向(水平方向の広がりでない。)に、側胸壁に胸膜の肥厚が確認できる場合、びまん性胸膜肥厚の所見を「有」とする。 ※注3 じん肺法(昭和35 年法律第30 号)第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見(いわゆる不整形陰影)をいう。																																																																																																																													
その他の所見	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">右</th> <th colspan="2">左</th> </tr> <tr> <th></th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 胸膜肥厚(胸膜炎後、肺尖部の胸膜肥厚など)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>b) 肺野の炎症後変化</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>c) 線維化所見(じん肺Ⅰ型程度に満たない線維化所見)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>d) 石灰化(胸膜ブランク以外)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>e) 結節・粒状影(炎症性結節など)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> 上記に該当しないものは()内にご記載ください。				右		左			有	無	有	無	a) 胸膜肥厚(胸膜炎後、肺尖部の胸膜肥厚など)	☐	☐	☐	☐	b) 肺野の炎症後変化	☐	☐	☐	☐	c) 線維化所見(じん肺Ⅰ型程度に満たない線維化所見)	☐	☐	☐	☐	d) 石灰化(胸膜ブランク以外)	☐	☐	☐	☐	e) 結節・粒状影(炎症性結節など)	☐	☐	☐	☐																																																																																							
	右		左																																																																																																																										
	有	無	有	無																																																																																																																									
a) 胸膜肥厚(胸膜炎後、肺尖部の胸膜肥厚など)	☐	☐	☐	☐																																																																																																																									
b) 肺野の炎症後変化	☐	☐	☐	☐																																																																																																																									
c) 線維化所見(じん肺Ⅰ型程度に満たない線維化所見)	☐	☐	☐	☐																																																																																																																									
d) 石灰化(胸膜ブランク以外)	☐	☐	☐	☐																																																																																																																									
e) 結節・粒状影(炎症性結節など)	☐	☐	☐	☐																																																																																																																									
石綿読影による 判定	☐ 精密検査不要 ☐ 要精密検査(石綿関連疾患疑い・呼吸器疾患疑い) ☐ 要精密検査(その他)																																																																																																																												
	追記事項																																																																																																																												
記入日	読影医師氏名																																																																																																																												
読影実施機関名																																																																																																																													

上記の読影時に参考として用いた資料にチェックを入れてください。

読影時の参考資料	☐ 調査票	
	☐ 過去に撮影した胸部X線画像 (撮影日: 年 月 日)	
	☐ 比較読影結果 ☐ 変化なし ☐ 変化あり ()	
	☐ 過去に撮影した胸部CT画像 (撮影日: 年 月 日)	
	☐ その他 ()	

令和 年 月 日

様

岸和田市保健部健康推進課長

石綿読影の精度に係る調査における検査結果について

この度は、本調査にご協力いただきありがとうございます。

先日、本調査にご提供いただきました胸部 X 線画像について、石綿関連疾患を念頭に置いた読影を実施しましたので、その結果についてお知らせいたします。

結果につきまして、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

胸部所見：

判 定：

必ずお読みください

本調査では胸部 X 線画像から所見の確認をしています。所見は認められたが治療の必要がないとされた方及び、所見が認められなかった方につきましても、本検査受診後、何かお体に異常を感じた場合は、すみやかに医療機関で受診してください。

なお、胸痛、呼吸困難などの症状があらわれた場合は、受診の際、必ず石綿ばく露歴があることを医師へ伝えてください。

また、肺がん発症の最大の要因は喫煙であり、喫煙と石綿ばく露の両方を受けると、肺がんの危険性は相乗的に高くなることが知られています。喫煙も石綿ばく露もない人の肺がんの危険性を 1 とすると、喫煙をする石綿ばく露者は約 50 倍とする報告があります。肺がん発生の危険性を減らすためには、禁煙することが大切です。

〈問合先〉

岸和田市保健部健康推進課（保健センター）健康づくり担当

電話：072-423-8811 FAX：072-423-8833

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時 30 分

石綿読影の精度確保に係る調査 読影チェックシート(胸部CT画像用)

		ID																																				
参加者氏名等	フリガナ氏名 (男・女) 生年月日 年 月 日 (歳)																																					
読影画像	胸部CT画像 (撮影日 年 月 日)																																					
胸部CT 所見等	石綿関連所見を念頭に置いて読影してください。 疑いの場合は「有」に、吸気不良や表示条件が悪い場合は「評価不能」にチェックしてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">右</th> <th colspan="3">左</th> </tr> <tr> <th>有</th> <th>無</th> <th>評価不能</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>評価不能</th> </tr> </thead> </table>				右			左			有	無	評価不能	有	無	評価不能																						
		右			左																																	
	有	無	評価不能	有	無	評価不能																																
	①胸水貯留	☐	☐	☐	☐	☐	☐																															
	②胸膜プラーク	☐	☐	☐	☐	☐	☐																															
	石灰化の有無	☐	☐		☐	☐																																
	③びまん性胸膜肥厚	☐	☐	☐	☐	☐	☐																															
	※有の場合	☐	1/2以上	☐	1/2~1/4	☐	1/4未満																															
	④肺野・縦隔の腫瘤状陰影(肺がん等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐																															
	⑤肺線維化所見(石綿肺の可能性)	☐	☐	☐	☐	☐	☐																															
	・胸膜下曲線状陰影	☐	☐		☐	☐																																
	・小葉中心性粒状影	☐	☐		☐	☐																																
	⑥円形無気肺	☐	☐	☐	☐	☐	☐																															
	⑦胸膜腫瘍(中皮腫)疑い	☐	☐	☐	☐	☐	☐																															
	⑧肺門・縦隔リンパ節の腫大	☐	☐	☐	☐	☐	☐																															
⑨その他の所見	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">右</th> <th colspan="2">左</th> </tr> <tr> <th></th> <th>有</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 胸膜肥厚(胸膜炎後、肺尖部の胸膜肥厚など)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>b) 肺野の炎症後変化</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>c) 肺線維化所見(胸膜プラーク(-)で網状影、蜂巣肺など)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>d) 石灰化(胸膜プラーク以外)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>e) 結節・粒状影(炎症性結節など)</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> 上記に該当しないものは()内にご記載ください。				右		左			有	無	有	無	a) 胸膜肥厚(胸膜炎後、肺尖部の胸膜肥厚など)	☐	☐	☐	☐	b) 肺野の炎症後変化	☐	☐	☐	☐	c) 肺線維化所見(胸膜プラーク(-)で網状影、蜂巣肺など)	☐	☐	☐	☐	d) 石灰化(胸膜プラーク以外)	☐	☐	☐	☐	e) 結節・粒状影(炎症性結節など)	☐	☐	☐	☐
	右		左																																			
	有	無	有	無																																		
a) 胸膜肥厚(胸膜炎後、肺尖部の胸膜肥厚など)	☐	☐	☐	☐																																		
b) 肺野の炎症後変化	☐	☐	☐	☐																																		
c) 肺線維化所見(胸膜プラーク(-)で網状影、蜂巣肺など)	☐	☐	☐	☐																																		
d) 石灰化(胸膜プラーク以外)	☐	☐	☐	☐																																		
e) 結節・粒状影(炎症性結節など)	☐	☐	☐	☐																																		
石綿読影による 判定	☐ 石綿関連疾患の所見なし ☐ 石綿関連疾患の所見あり ☐ 要経過観察(胸部X線検査による経過観察) ☐ 要医療(医療によるCTでの経過観察) ☐ 要医療(要精密検査)																																					
	☐ 石綿関連疾患以外での要医療																																					
	* 追記事項(要医療にチェックされた場合は、病変部位や必要な対応について記入してください)																																					
記入日	読影医師氏名																																					
読影実施機関名																																						
比較読影の 実施有無	☐ 有 ☐ 無																																					
	☐ 比較したCT画像の撮影日 (年 月 日)																																					
	↳ 比較読影結果 ☐ 変化なし ☐ 変化あり 追記事項 (変化ありにチェックされた場合は、特に詳細に記入してください) ()																																					

令和 4 年度環境省委託業務報告書

令和 4 年度石綿読影の精度に係る調査（岸和田）委託業務

令和 5 年 2 月 24 日

発注者 環境省大臣官房

環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室

TEL : 03-3581-3351(内線 6387)

E-mail ISHIWATA@env.go.jp

受託者 住所 岸和田市岸城町 7 番 1 号

名称 岸和田市役所保健部健康推進課